参考様式例15（意見書　1枚目）

意　見　書

平成　　年　　月　　日

　　三重県知事　あて

住所又は団体にあってはその所在地

　　　　　　　　　　　氏名又は団体名及び団体にあってはその代表者の氏名

　大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定に基づき意見書を提出します。

　なお、意見書の内容については、同条第8条第3項の規定により縦覧されることを了承します。

＜意見書の記載及び提出について＞

１　大規模小売店舗を設置する者が「その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項」についての意見をお書きください。

「その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項」は、下記の項目に分類されます。

1. 駐車需要の充足等交通に係る事項

イ　駐車場の位置及び収容台数

ロ　駐輪場の位置及び収容台数

ハ　駐車場の出入口の問題

ニ　その他周辺道路の渋滞問題

1. 騒音の発生に係る事項

イ　荷さばき施設からの騒音

ロ　その他店舗営業上発生する騒音問題

1. 廃棄物に係る事項

イ　廃棄物の保管施設の問題

ロ　その他廃棄物の管理等に関する問題

1. その他の事項

２　この面に意見書提出者の氏名等及び住所等をお書きください。

３　別紙の意見の内容は、日本語により、意見の理由を含めてお書きください。

４　意見書は、意見を述べようとする大規模小売店舗の新設等の届出の公告がなされてから

4か月以内とされていますので、提出期限にご注意ください。

別紙【参考様式例15関係】

大規模小売店舗立地法第8条第2項による意見書

|  |  |
| --- | --- |
| 提出者の氏名  （団体の場合は団体名及びその代表者名） | （縦覧に付されて差支えなければお書きください。） |
| 提出者の住所  （団体の場合はその所在地） | （縦覧に付されて差支えなければお書きください。） |

|  |  |
| --- | --- |
| 大規模小売店舗の名称 |  |
| 大規模小売店舗の所在地 |  |
| 意見の対象となる生活環境の保持のために配慮すべき事項（1枚目の分類に従って番号と項目名を記入してください。） |  |
| 意見の内容 |  |